

## 小山町職員採用選考試験案内

平成29年度採用予定者の小山町職員採用選考試験を次のように行います。

今回実施する試験の募集職種等は下記のとおりです。

### 1 職種、公募数、受験資格

職種	人数	資格等
一般行政職 (土木：職務 経験者)	若干人	大学、短大、高専のいずれかで土木技術の専門課程を履修し卒業した人で、民間企業等で正社員として10年以上の職務経験を有する人 ※「民間企業等で正社員として10年以上の職務経験」には、会社員、自営業者等正社員としての勤務を3年以上継続した期間が該当します。なお、職務経験の確認のため、在職証明書等職歴のわかる書類を提出していただきます。 年齢 昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人 (31～38歳)

### 小山町職員（障がいのある人を対象とした試験）

職種	人数	資格等
一般行政職 (事務)	若干人	資格 高等学校卒業の人(平成29年3月卒業見込みの人を含む) 年齢 昭和56年4月2日以降に生まれた人(～35歳) あわせて、以下の全ての条件を満たす人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・自力により通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による試験問題に対応できる人

(1) 最終学歴は、卒業(見込み)を要件とし、最終学歴以外の学歴区分では受験できません。

(2) 次の事項に該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

※地方公務員法第16条（抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 略
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 第1次試験 試験日：平成28年6月12日（日）

試験会場：小山町役場

小山町藤曲57-2 電話（0550）76-1111

（自家用車により来場する受験者の駐車場は、役場駐車場、役場川前職員駐車場、小山公園駐車場を使用）

## 3 試験の方法

### 【第1次試験】

- ◇教養試験（択一式）：一般行政職
- ◇専門試験（択一式）：土木職（職務経験者）
- ◇職場適応検査：受験者全員

### 【第2次試験】

第1次試験の合格者に対し、面接試験などを行います。

※ 第2次試験の試験日及び会場は、別途通知します。

## 4 受験申込手続 小山町役場総務課に用意してある採用試験申込書に必要事項を記入し、写真（試験日前3か月以内に撮影したもの）等を貼り、総務課総務班に提出してください。

※申込書を郵便により請求する場合は、宛先を明記した返信用封筒（角二：A4サイズ、120円切手を貼る）を必ず同封してください。

## 5 受験申込期間 4月19日（火）～5月13日（金）

土曜日、日曜日を除く8時30分～17時15分

\*郵送による申込みの場合は、封筒に「試験申込」と朱書してください。  
（8月10日までの消印有効）

